

評価基準と大学設置基準等との対比表 (一般財団法人短期大学基準協会)

評価基準	大学設置基準等
基準 I ミッションと教育の効果 A ミッション 大学は、教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となるミッションを学内外に示さなければならない。また、地域・社会に貢献することが求められる。	
基準 I -A-1 ミッションを確立している。	
基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	【学校教育法】 第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
B 教育の効果 教育の効果は、大学の教育の質を保証するものでなければならない。 大学は、ミッションに基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、それに基づき三つの方針を一体的に策定し、学内外に示さなければならない。 教育の効果を高めるために大学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に答えているか定期的に点検しなければならない。三つの方針は、教育目的・目標、学習成果に基づき組織的議論を重ねた上で策定し、一貫性・整合性のあるものでなければならない。	
基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。	【大学設置基準】 第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

	<p>【大学院設置基準】</p> <p>第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>
<p>基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。</p>	<p>【学校教育法施行規則】</p> <p>第七十二条の二</p> <p>3 大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p>
<p>基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。</p>	<p>【学校教育法施行規則】</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程 (大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻) ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p> <p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
<p>C 内部質保証</p> <p>大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させることが必要である。なお、大学設置法人の長、学長など、大学の管理運営組織が自己点検・評価とそれに基づいた内部質保証に率先して関わり、ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者) の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。</p>	

<p>自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。</p> <p>①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。</p> <p>教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に用いなければならない。</p>	
<p>基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。</p>	<p>【学校教育法】</p> <p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>【学校教育法施行規則】</p> <p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設置するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>
<p>基準 I -C-2 教育の質を保証している。</p>	
<p>基準 II 教育課程と学生支援</p>	
<p>A 教育課程</p> <p>大学は、卒業認定・学位授与の方針を定めて、体系的な教育課程を編成しなければならない。その卒業認定・学位授与の方針は、卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や進学などにつながる学習成果の獲得を保証し、社会的・国際的に通用性が保証されるものでなければならない。したがって、大学は、三つの方針を明確にし、それを基にして自己点検・評価を行い、質の向上・充実のための査定（アセスメント）を継続していかなければならない。</p> <p>大学は、学部・研究科等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅</p>	

<p>広く深い教養を培うよう配慮しなければならない。また、専門的及び汎用的な学習成果の獲得を基盤にした幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための教育を適切に行うことも求められる。加えて、専門職学科においては、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成し、職業倫理を涵養するよう配慮が必要である。</p> <p>教育の効果は、学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定できる。</p>	
<p>基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。</p>	<p>（学校教育法施行規則）</p> <p>第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針</p>
<p>基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。</p>	<p>【学校教育法施行規則】</p> <p>第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</p>
<p>基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。</p>	<p>【大学設置基準】</p> <p>第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p>
<p>基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポ</p>	<p>【学校教育法施行規則】</p>

<p>リシー)を明確に示している。</p>	<p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>三 入学者の受入れに関する方針</p>
<p>基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。</p>	<p>【学校教育法施行規則】</p> <p>第七十二条の二</p> <p>三 大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p>
<p>基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。</p>	<p>【学校教育法施行規則】</p> <p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</p>
<p>基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。</p>	
<p>B 学生支援</p> <p>大学は、学習成果の獲得に向けて教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）を有効に活用して学生の学習支援を図り、成績評価基準等に従って学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得が向上するように教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。</p> <p>大学は、ミッションと教育目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させなければならない。学生支援は、学生のニーズを的確に捉え、それに対応した学習支援の環境を整えることである。</p> <p>大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門的職員を配置することが望ましい。</p> <p>大学は、学生生活支援や進路支援のための組織や支援体制を整備しなければな</p>	

らない。	
<p>基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。</p>	<p>【大学設置基準】 第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>
<p>基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。</p>	<p>【大学設置基準】 第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p> <p>第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p> <p>【大学通信教育設置基準】 第十二条 大学は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。</p>
<p>基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。</p>	<p>【大学設置基準】 第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p> <p>第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p>
<p>基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。</p>	<p>【大学設置基準】 第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留</p>

	<p>意するものとする。</p> <p>第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p> <p>第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p>	
<p>A 人的資源</p> <p>大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を通じて三つの方針を見直し整備することが求められる。</p> <p>教職員は、学習成果に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門的人材として、たゆまぬ研鑽を積み重ねなければならない。</p> <p>そのために、大学は、組織的な FD・SD 活動を推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。</p>	
<p>基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。</p>	<p>【大学設置基準】</p> <p>第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。</p> <p>第四条 学部には、専攻により学科を設ける。</p> <p>2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。</p> <p>第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な</p>

連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる専任教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

	<p>【大学通信教育設置基準】</p> <p>第九条 学校教育法第八十六条に規定する通信による教育を行う学部（以下「通信教育学部」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、助教授、講師又は助教の数以上とする。</p> <p>【大学院設置基準】</p> <p>第五条 研究科は、専攻分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p> <p>第八条 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p>
<p>基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。</p>	<p>【大学設置基準】</p> <p>第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p> <p>第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p> <p>第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>

<p>基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。</p>	<p>【大学設置基準】</p> <p>第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p> <p>第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。</p> <p>第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p> <p>第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>
<p>基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。</p>	
<p>B 物的資源</p> <p>大学は、教育課程と学生支援の充実のために、大学設置基準等に規定される校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、大学設置法人の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。</p>	
<p>基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。</p>	<p>【大学設置基準】</p> <p>第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他</p>

の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

第二十四条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。

二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設ける

ことにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。

3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

- 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
- 二 校舎から至近の位置に立地していること。
- 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ（１）若しくは（２）又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ（１）若しくは（２）の表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料

その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

(表略)

2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

第四十二条の十三 専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほ

	<p>か、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。</p> <p>【大学通信教育設置基準】</p> <p>第十条 通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第三十六条第一項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（第三項において「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものとする。</p> <p>2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項において「インターネット等」という。）を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>3 昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合にあつては、大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとする。</p> <p>4 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとする。</p>
<p>基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。</p>	
<p>C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源</p> <p>技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるために十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、大学設置法人の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。</p> <p>大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有し、その利用については目的・行動指針を定めるとともに、自己点検・評価を通じて活用しなければならない。</p>	

<p>基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。</p>	<p>【大学設置基準】</p> <p>第三十六条</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p>
<p>D 財的資源</p> <p>財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。大学は、財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理しなければならない。財的資源の管理は、大学設置法人の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。</p>	
<p>基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。</p>	<p>【大学設置基準】</p> <p>第十八条</p> <p>3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p> <p>第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>
<p>基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。</p>	
<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</p>	
<p>A 大学設置法人の長のリーダーシップ</p> <p>大学設置法人の長は、大学のミッションに基づき、公共性を高め、大学経営を先導していくリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。</p>	

<p>大学設置法人においては、経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、大学設置法人の長の経営責任と監事の監査機能の強化により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。</p>	
<p>基準IV-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。</p>	
<p>B 学長のリーダーシップ</p> <p>学長は、大学のミッションに基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、学習成果の獲得の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。</p> <p>教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって法令に定められた事項、その他教育研究に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行わなければならない。</p>	
<p>基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。</p>	<p>【学校教育法】</p> <p>第九十二条</p> <p>3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>二 学位の授与</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p>

	<p>3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>【大学設置基準】 第十三条の二 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。</p>
<p>C ガバナンス</p> <p>ガバナンスは、大学設置法人の長、学長の意思決定やリーダーシップが大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。</p> <p>大学設置法人の長の権限と責任が有効に機能しているかを確認する上で、監事と評議員会又は経営協議会等（以下、「評議員会等」という。）がその役割を担い、責任を果たさなければならない。</p>	
<p>基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。</p>	
<p>基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。</p>	
<p>基準IV-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。</p>	<p>【学校教育法施行規則】 第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること

	<p>ること</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>と</p> <p>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>
--	--